

○後志広域連合職員の懲戒処分等の審査に関する基準

〔 令和 7 年 3 月 31 日
訓令第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定に基づく職員の懲戒処分及びその他の処分（「懲戒処分等」という。）が公平かつ適切に行われるよう、審査の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の基準)

第 2 条 懲戒処分の基準は別表のとおりとし、具体的な処分量定の決定に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、適宜、日頃の勤務態度、非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮の上、判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
 - (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
 - (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
 - (5) 過去に非違行為を行っているか
- 2 職員の行った行為が別表の懲戒処分の基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得る。この場合、同表に掲げる取扱いを参考として判断するものとする。

(非違行為が複数あった場合の取扱い)

第 3 条 職員が別表左欄に掲げる非違行為を複数行った場合は、当該非違行為に応じ別表右欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の区分のうち最も重い懲戒処分より重い処分を行うことができる。

(処分の加重及び軽減等)

第 4 条 前 2 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い処分を行うことができる。

- (1) 職員の行った行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき、又は非違行為の結果が極めて重大なとき。
 - (2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
 - (3) 職員が管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき。
 - (4) 過去に職員が非違行為に該当する行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- 2 前 2 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由がある

ときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

(交通違反等による処分)

第5条 交通違反又は交通事故による処分は、別表右欄に掲げる懲戒処分の区分のほか、次の各号により処分する。

- (1) 再犯者 飲酒運転又は著しい速度超過等の悪質な交通法規違反を犯し、第三者に人的又は物的損害を与えた場合その他悪質な事例の場合は、処分を加重する。
- (2) 教唆者 共犯者は、行為者と同一の処分とする。
- (3) ほう助者 運転者が飲酒状態にあることを知りつつ、当該運転者に運転を勧め、又は当該運転者が運転することをほう助した者についても、処分する。

(その他の処分)

第6条 懲戒処分に至らない程度の行為と認められる場合は、その情状により、次の各号に掲げるいずれかの処分を行うことができる。

- (1) 注意
- (2) 嚴重注意
- (3) 訓告

(懲戒処分による昇給)

第7条 懲戒処分を受けた職員の昇給の取扱いは、後志広域連合職員の給与に関する条例（平成19年後志広域連合条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定により準用する倶知安町職員給与条例（昭和32年倶知安町条例第20号。以下「倶知安町給与条例」という。）第4条第5号及び第6号の規定に基づく標準の号給数から、次の表に掲げる懲戒処分の区分ごとの号給数を減じたものとする。

懲戒処分の区分	減ずる号給数	
	55歳以下の職員	55歳を超える職員
停 職	4	2
減 給	2	1
戒 告	1	1

- 2 前項の規定により決定された昇給は、懲戒処分のあった後の直近の昇給日について適用する。ただし、停職期間中は、昇給しない。

(懲戒処分による成績率)

第8条 条例第5条の規定により準用する倶知安町給与条例第16条の4第1項に規定する勤勉手当の基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員の成績率は、次のとおりとする。

懲戒処分の区分	成 績 率	
	再任用以外の職員	再任用職員
停 職	1 0 0 分の 4 0 以下	1 0 0 分の 2 0
減 給	1 0 0 分の 5 0 以下	1 0 0 分の 2 5
戒 告	1 0 0 分の 6 0 以下	1 0 0 分の 3 0

2 前項の規定により決定された成績率は、懲戒処分があった後の直近に支給する勤勉手当について適用する。

(非違行為の報告)

第 9 条 懲戒処分その他の処分に該当する非違行為を行った職員は、速やかに任命権者に口頭で報告するとともに、行為の顛末について、文書により報告するものとする。

(委任)

第 1 0 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条－第6条関係）

一般服務関係

違反行為の具体例	免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤				
ア 10日以内			●	●
イ 11日以上20日以内		●	●	
ウ 21日以上	●	●		
(2) 遅刻・早退				●
(3) 休暇の虚偽申請			●	●
(4) 勤務態度不良			●	●
(5) 職場内秩序を乱す行為				
ア 暴行		●	●	
イ 暴言			●	●
(6) 虚偽報告			●	●
(7) 違法な職員団体活動				
ア 単純参加			●	●
イ あおり・そそのかし	●	●		
(8) 秘密漏えい				
ア 故意の秘密漏えい	●	●		
自己の不正な利益を図る目的	●			
イ 情報セキュリティ対策の懈怠による秘密漏洩		●	●	●
(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
(10) 兼業の承認等を得る手続の懈怠			●	●
(11) 入札談合等に関与する行為	●	●		
(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
(13) 公文書の不適正な取扱い				
ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄	●	●		
イ 決裁文書の改ざん	●	●		
ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●

(14) セクシュアル・ハラスメント				
ア 不同意わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●		
イ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し		●	●	
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●		
ウ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動			●	●
(15) パワー・ハラスメント				
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したものの		●	●	
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	

公金公物等取扱関係

違反行為の具体例	免職	停職	減給	戒告
(1) 横領	●			
(2) 窃取	●			
(3) 詐取	●			
(4) 紛失				●
(5) 盗難				●
(6) 官物損壊			●	●
(7) 失火				●
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
(9) 公金官物処理不適正			●	●
(10) コンピュータの不適正使用			●	●

公務外非行関係

違反行為の具体例	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 放火	●			
(2) 殺人	●			
(3) 傷害		●	●	
(4) 暴行・喧嘩			●	●
(5) 器物損壊			●	●
(6) 横領				
ア 横領	●	●		
イ 遺失物等横領			●	●
(7) 窃盗・強盗				
ア 窃盗	●	●		
イ 強盗	●			
(8) 詐欺・恐喝	●	●		
(9) 賭博				
ア 賭博			●	●
イ 常習賭博		●		
(10) 麻薬等の所持等	●			
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●
(12) 淫行	●	●		
(13) 痴漢行為		●	●	
(14) 盗撮行為		●	●	

飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

違反行為の具体例	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 飲酒運転				
ア 酒酔い	●	●		
人身事故あり	●			
イ 酒気帯び	●	●	●	
人身事故あり	●	●		
措置義務違反あり	●			
ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●
※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定				
(2) 飲酒運転以外での人身事故				
ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
措置義務違反あり	●	●		
イ 傷害			●	●
措置義務違反あり		●	●	
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●
物損・措置義務違反あり		●	●	

監督責任関係

違反行為の具体例	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 指導監督不適正			●	●
(2) 非行の隠蔽、黙認		●	●	